

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 山形市立谷川3丁目2015番4

氏 名 有限会社 金子商事

代表取締役 金子 忠一

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第1項 の許可
を受けた者であることを証する。

山形市長 佐 藤 孝 弘



許可の年月日 令和 6年 4月 1日

許可の有効期限 令和 8年 3月31日

1 事業の範囲

- ・山形市内の一般廃棄物の収集運搬
(積替え・保管を含まない)
- ・一般廃棄物の種類
ごみ

2 許可の条件

- (1) 収集運搬後に発生した廃棄物は、市の管理する施設、一般廃棄物処理計画で指定する処理施設又は市の許可を受けた場所に運搬し処理すること。
- (2) 廃棄物の収集運搬に係る施設及び器材は、法施行規則第2条の2に定める許可の技術上の基準に常に適合させるとともに、毎日作業終了後洗浄するなどし、他に迷惑を及ぼさないようにすること。
- (3) 許可業者は、市長が定める廃棄物の処理に関する規則及び指導要綱等を遵守すること。
- (4) 許可業者は、許可に係る権利を他に譲渡し又は他に代行させないこと。
- (5) 本条件に定めるもののほか、関係法令等に違反する行為があつた場合は、許可を取り消し又は業務の停止を命ずることがある。

3 許可の更新、変更の状況 更 新